

◇給与所得者異動届出書の記入例

【退職などで残りの税額を一括徴収(特別徴収義務者が徴収し、本人に代わって納税する方法)とする場合】

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

御注意

5 4 3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
3 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地(課税地)の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
5 なお、十二月三十一日までに退職された場合についても、一括徴収して頂けるようご協力のほど、宜しくお願いたします。
※印の欄は、届出において記入する必要はありません。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日 提出		所在地 (住所) 市川市八幡〇丁目 △-×		〒 272 - 0021		1.現年度		2.新年度		3.両年度	
(特別徴収義務者) 給与支払者		フリガナ カブシキガイシャ イチカワショウジ		フリガナ 市川市長		特別徴収義務者 指定番号 932164		宛名番号 1		※市川市処理欄	
名称又は氏名 株式会社 市川商事		代表者の職氏名印 代表取締役 八幡 太郎		八幡		課・係 人事課給与係		氏名 大柏 花子		電話 (047)-XXX-XXXX (内線 XXXX)	
個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		担当連絡先		異動年月日 元・8・31		異動の事由 1.退職 2.転勤併職 3.合職 4.休業 5.長期欠勤 6.死亡 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他		異動後の未徴収税額の徴収 1.特別徴収継続(転勤) 2.一括徴収 (未徴収税額を本人から徴収してまとめて納入) 3.普通徴収(後日、本人宛に納付書を送付します)		1月1日以降退職時までの給与支払額 (支払予定額) 円 1,234,567 円 5,400,000	
給与所得者 フリガナ イチカワ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円 180,000		(イ) 徴収済額 円 45,000		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円 135,000		1月1日現在の住所 市川市末広〇丁目 △-×		退職手当等の支払額 (支払予定額) 円	
氏名 市川 一郎		6 月から 9 月から		8 月まで 5 月まで		元・8・31		給与の支払を受けなくなった後の住所		控除社会保険料額 円 93,210	
生年月日 S・H 〇〇年 〇月 〇日		180,000		45,000		135,000		給与の支払を受けなくなった後の住所		動続年数 年 20	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		180,000		45,000		135,000		給与の支払を受けなくなった後の住所		動続年数 年 20	

◎指定番号・宛名番号・年税額等は「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を参照してください。

◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1.異動が令和 年12月31日迄で、申出があったため(8月31日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	氏名 (続柄)	
2.異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため		9・20	135,000 円	住所	
一括徴収できない理由		合計(上記(ウ)と同額) 円 135,000		氏名	
1.5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため		円		住所	
2.その他 理由()		円		氏名	
市川		一括徴収した税額は、 9 月分(10月10日納期分)で納入します。		住所	

9.その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

- (普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
- (普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
- (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
- (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

一括徴収した税額を何月分で納入するかを記入してください。
1月以降の退職の場合は原則一括徴収となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

(特別徴収義務者) 給与支払者		新しい勤務先では		※市川市記入欄	
新しい勤務先の所在地(住所)		月割額 円を		月分から徴収し納入します	
フリガナ		備考欄(受給者番号等)			
名称又は氏名					
代表者の職氏名印					
個人番号又は法人番号					

8月末で退職した給与所得者の残りの税額を、9月分で一括して納入する場合。

(ア)特別徴収税額(年税額) 180,000円(6月から翌年5月分)

(イ)徴収済額 45,000円(6月から8月分)

(ウ)未徴収税額 135,000円(9月から翌年5月分)

↑

一括徴収税額(納入額と同額)